

医政発 0331 第 35 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」  
の一部改正について

今般、別添のとおり「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知)の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日より施行することとしたので、貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の臨床研修病院、保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方願いたい。

(照会先)

厚生労働省医政局医事課

医師臨床研修推進室

TEL:03-5253-1111 (内線 4123、4142)

Mail:ishi-kensyu@mhlw.go.jp